

議案第98号「流山市市民参加条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記議案に対する修正案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第94条の規定により提出します。

平成24年6月22日

提出者

流山市議会議員 青野 直

賛成者

流山市議会議員 加藤 啓子

〃 楠山 栄子

〃 西川 誠之

〃 乾 紳一郎

修正理由

原案については、民主主義および地方自治の制度上において問題が見されたため、日本国憲法、地方自治法をはじめ、流山市自治基本条例、流山市議会基本条例および関係法規も含めた内容の整合を図る必要があるため

議案第98号「流山市市民参加条例の制定について」に対する修正案

流山市市民参加条例の一部を次のように修正する。

目次を削る。

前文を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「。以下「自治基本条例」という。」を削り、「目的とする」を「目的とします」に改める。

第2条中「定めるところによる」を「定めるところによります」に改め、同条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (2) パブリックコメント手続 市の政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民等の意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- (3) 意見交換会 市の政策について、市民等と市が意見を交換するために市が開催する会議をいいます。
- (4) 公聴会 市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。

第2条第5号中「多面的、かつ、総合的」を「多面的かつ総合的」に、「手続をいう」を「手続をいいます」に改める。

第3条第1項中「問題発見、課題設定、計画の立案、実施、評価、改善等の各段階のうち、市民等、市及び議会が必要と判断する局面において行われるものとする」を「政策形成のできるだけ早い時期から行われなければなりません」に改め、同条第2項及び第3項中「行われるものとする」を「行われなければなりません」に改め、同条第4項を削る。

「第2章 行政への市民参加」を削る。

「第1節 通則」を削る。

第4条を次のように改める。

(市の責務)

第4条 市は、市民参加を推進するために、市民等に積極的に情報を提供しなければなりません。

2 市は、市民等が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければなりません。

3 市は、市民参加の手續により述べられた意見等を十分に考慮し、その反映に努めなければなりません。

4 市は、市民参加の手續により述べられた意見等に対する検討の結果について、速やかに公表しなければなりません。

第5条第1項中「行わなければならない」を「行わなければなりません」に改め、同項第2号中「定める条例の制定改廃」を「定める条例」に、「、又は」を「、若しくは」に、「とする条例の制定改廃」を「とする条例の制定又は改廃」に改め、同項第3号中「公共の用に供される施設」を「公共施設」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更

第5条第2項中「ことができる」を「ことができます」に改め、同項第3号中「基準に基づき」を「基準により」に改め、同条第3項中「これを」を「速やかにこれを」に、「行うものとする」を「行わなければなりません」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、前項に定めるもののほか」を削り、「することができる」を「ことができます」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条第1項中「、第4項又は第5項」を「又は第4項」に、「行わなければならない」を「行わなければなりません」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 審議会等の開催

(2) パブリックコメント手續

第6条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公聴会の開催

第6条第2項中「、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会の意見を聴いた上で」を削り、「定める」を「定めます」に改める。

「第2節 パブリックコメント手續」を削る。

第7条から第9条までを削る。

「第3節 審議会等」を削る。

第10条の見出しを「(審議会等の委員等)」に改め、同条第1項中「及び第5項」を削り、「この節」を「この条、次条及び第9条」に、「公募による市民を含めるものとし、その割合は、委員の総数の3分の1以上になるよう努めなければならない」を「、委員の総数の3分の1以上が公募の方法を通じて選任される市民等（以下「公募による市民等」という。）になるよう努めなければなりません」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の目的に鑑み、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任の状況その他の事情を勘案し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。

3 市は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表しなければなりません。

第10条を第7条とする。

第11条の見出しを「(審議会等の会議の公開等)」に改め、同条第1項中「、公開とする」を「、公開とします」に、「この限りでない」を「この限りではありません」に改め、同条第2項中「決定するものとする」を「決定するものとします」に、「非公開の決定をする」を「非公開を決定するものとします」に改め、同条第3項中「明らかにしなければならない」を「明らかにするものとします」に改め、同条第4項中「公表するものとする」を「公表しなければなりません」に、「この限りでない」を「この限りではありません」に改め、同条第5項中「事項とする」を「事項とします」に改め、同条第6項中「努めるものとする」を「努めるものとします」に改め、同条を第8条とする。

第12条の見出しを「(審議会等の会議録の作成及び公表)」に改め、同条第1項中「公表しなければならない」を「公表しなければなりません」に、「不開示情報」を「流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第7条各号に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）」に改め、同条第2項中「形式としなければならない」を「形式としなければなりません」に改め、同条第3項中「答申」の次に「及び建議」を加え、「公表するものとする」を「速やかに公表しなければなりません」に改める。

「第4節 意見交換会」を削る。

第12条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

(パブリックコメント手続の実施の手続)

第10条 市は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。

- (1) 政策の案の目的、趣旨、内容及び背景
- (2) 政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点
- (3) 前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために必要な資料

(4) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間

(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)

第11条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとします。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 書面の持参

2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、前条の規定による公表の日から30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。

3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとするものは、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。

4 市は、パブリックコメント手続を行う場合は、政策の案をわかりやすく市民等に公表し、より多くの意見等を得るように努めなければなりません。

(パブリックコメント手続における意見等の処理)

第12条 市は、前条の規定により提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行わなければなりません。

2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、不開示情報を除き、パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれ

に対する市の考え方並びに政策の修正内容を公表しなければなりません。

第13条の見出しを「(意見交換会の開催の手続)」に改め、同条中「公表するものとする」を「公表しなければなりません」に改める。

第14条の見出しを「(意見交換会の開催記録の作成及び公表)」に改め、同条第1項及び第2項中「公表するものとする」を「速やかに公表しなければなりません」に改める。

「第5節 無作為抽出型市民会議」を削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

(公聴会の開催の手続)

第15条 市は、公聴会を開催しようとするときは、事前に次の事項を公表しなければなりません。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 政策等の案及び案に関する資料
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲
- (4) 公聴会に出席して意見を述べることが希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項

2 市は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表しなければなりません。

(公述人の決定)

第16条 公聴会に出席して意見を述べようとする市民等は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を市に申し出なければなりません。

2 市は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができます。

3 公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、第1項の規定による申出をした者及び前項の学識経験を有する者の中から市が決定します。この場合においては、当該案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

4 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者(公述人として決定しなかった者を除く。)及び第2項の規定によ

り公述人とした学識経験を有する者に対し、その旨を文書で通知しなければなりません。

- 5 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者のうち、公述人として決定しなかった者に対し、文書でその旨を通知しなければなりません。

「第6節 政策提案制度」を削る。

第17条及び第18条を次のように改める。

(公述人の義務)

第17条 公述人が公聴会において発言しようとするときは、公聴会の議長の許可を得なければなりません。

- 2 公聴会における公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはなりません。

- 3 公聴会における公述人の発言がその範囲を超え、又は公聴会において公述人に不穏当な言動があるときは、公聴会の議長は、発言を制止し、又は退席させることができます。

- 4 公述人は、公聴会において公聴会の議長に対して質疑をすることができません。

(公聴会における代理人又は文書による意見の陳述)

第18条 公述人は、公聴会において、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができません。ただし、公聴会の議長が特に許可した場合は、この限りではありません。

「第3章 議会への市民参加」を削る。

第19条及び第20条を次のように改める。

(公聴会の議事等)

第19条 公聴会は、市が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

- 2 公聴会の参加者は、公聴会を進行させるための公聴会の議長の指示に従わなければなりません。

- 3 公聴会の議長は、公述人に対して質疑をすることができます。

- 4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市に報告しなければなりません。

- 5 市は、公聴会が終了したときは、前項の規定により報告された記録を不開示情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

(政策提案の提出及び審査等)

第20条 市民等は、10人以上の連署をもって、その代表者が政策提案制度により公益的な観点から市に対して対象事項について提案をすることができます。

2 市は、対象事項等について、政策提案制度により提案を求めようとするときは、次の事項を事前に公表しなければなりません。

- (1) 提案を求める政策の目的
- (2) 提案することができるものの範囲
- (3) 提案方法及び提出期間
- (4) その他提案に関して必要な事項

3 市は、提案のあった政策等について公開による審査を実施し、審査結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、不開示情報を除き、これを公表しなければなりません。

「第4章 地域コミュニティ」を削る。

第21条を次のように改める。

(議会における市民参加の促進)

第21条 議会は、「開かれた議会」を標榜する流山市議会基本条例(平成21年流山市条例第10号)にのっとり、議会における市民参加を促進しなければなりません。

2 議会における市民参加の手続については、議会で定めるものとします。

「第5章 協働の推進」を削る。

第22条を削る。

第23条第1項中「行うものとする」を「行うものとします」に改め、同条を第22条とする。

「第6章 流山市市民参加推進委員会」を削る。

第24条の見出しを「(流山市市民参加推進委員会の設置)」に改め、同条中「設置する」を「設置します」に改め、同条を第23条とする。

第25条の見出しを「(推進委員会の所掌事務)」に改め、同条中「とおりとする」を「とおりとします」に改め、同条第1号中「提案」を「答申及び建議」に改め、同条第2号中「事項」を「審議、検討及び調査」に改め、同条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前2号」に、「基本的事項」を「基本的事項の審議、検討及び調査」に改



め、同号を同条第3号とし、同条を第24条とする。

第26条の見出しを「(推進委員会の組織等)」に改め、同条第1項中「15人以内」を「10人以内」に、「組織する」を「組織します」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者

第26条第2項中「とする」を「とします」に改め、同条を第25条とする。

第27条の見出しを「(推進委員会の委員長及び副委員長)」に改め、同条第1項中「置く」を「置きます」に改め、同条第2項及び第3項中「定める」を「定めます」に改め、同条第4項中「会務」を「事務」に、「代表する」を「代表します」に改め、同条第5項中「あるとき」の次に「、又は委員長が欠けたとき」を加え、「代理する」を「代理します」に改め、同条を第26条とする。

第28条の見出しを「(推進委員会の議事)」に改め、同条第1項を次のように改める。

推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となります。

第28条第2項中「2分の1以上」を「半数以上」に、「開くことができない」を「開くことができません」に改め、同条第3項中「議長の決するところによる」を「推進委員会の議長の決するところによります」に改め、同条第4項中「聴くことができる」を「聴くことができます」に改め、同条を第27条とする。

第29条の見出しを「(推進委員会の会議の運営等)」に改め、同条中「委員長は、推進委員会の会議」を「前条に規定するもののほか、推進委員会」に、「必要事項を定めることができる」を「必要な事項は、委員長が定めることができます」に改め、同条を第28条とする。

第30条の見出しを「(推進委員会の部会)」に改め、同条第1項中「調査する」を「調査させる」に、「置くことができる」を「置くことができます」に改め、同条第2項中「指名する」を「指名します」に改め、同条第3項中「定める」を「定めます」に改め、同条第4項中「掌理する」を「掌理します」に改め、同条第5項中「あるとき」の次に「、又は部会長が欠けたとき」を加え、「代理する」を「代理します」に改め、同条第6項中「準用する」を「準用します」に、

「第28条」を「第27条」に、「委員長」とあるのは「部会長」と、「推進委員会」とあるのは「部会」とを「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」とに改め、「出席した部会に属する委員の」との次に「委員以外の」とあるのは「部会に属する委員以外の」とを加え、「読み替えるものとする」を「読み替えるものとします」に改め、同条を第29条とする。

「第7章 雑則」を削る。

第31条中「必要な事項は規則で定める」を「必要な事項は、規則で定めます」に改め、同条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

（議会への報告）

第30条 市長は、この条例に基づく市民参加の実施の状況に関し、毎年1回、議会に報告するものとします。

（条例の見直し）

第31条 市長及び議会は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

附則第1項中「平成24年4月1日から施行する」を「平成24年10月1日から施行します」に改める。

附則第2項中「第2章」を「この条例」に、「適用しない」を「適用しません」改める。